

政令番号234 臭素

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成25年度）
 (E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	5.5E+2			550.0		1.3E+4	13,000.0	13,550.0
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県	3.1E+1	4.1E+0		35.1				35.1
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県	2.7E+1			27.0				27.0
15	新潟県								
16	富山県						2.4E+3	2,430.0	2,430.0
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県						5.3E+2	530.0	530.0
22	静岡県	1.2E+1			12.0				12.0
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府	9.1E+1			91.0		1.3E+3	1,300.0	1,391.0
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県	8.4E+1			84.0				84.0
35	山口県	7.7E+2			765.9		1.6E+3	1,600.0	2,365.9
36	徳島県						6.5E+3	6,460.0	6,460.0
37	香川県	4.8E+1			48.0				48.0
38	愛媛県	3.6E+2			360.0		1.1E+2	110.0	470.0
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		2.0E+3	4.1E+0		1,973.0		2.5E+4	25,430.0	27,403.0

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。